

図ったところである。

予防接種の推進

予防接種は、感染症の発生及び流行から国民を守る極めて有効な手段であり、我が国の感染症対策上大きな役割を果たしてきたところである。今後も、予防接種の機会を広く確保するとともに、制度の見直し及び充実を図り、予防接種施策を適切に実施していくことが重要である。

2013（平成25）年3月の「予防接種法」（昭和23年法律第68号）改正では、新たにHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の三ワクチンが定期接種に位置付けられた。また、予防接種に関する基本的な計画の策定、副反応疑い報告制度の法定化、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の設置等の取組が進んだ。さらに、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消に向け、厚生科学審議会等において「広く接種を促進していくことがのぞましい」とされた水痘、成人用肺炎球菌については、2014（平成26年）10月から、B型肝炎については、2016（平成28）年10月から定期接種として実施している。

（子供の健やかな育ち）

未就学児の教育環境の整備等

幼稚園については、2017（平成29）年3月に「幼稚園教育要領」の改訂を行った。新しい幼稚園教育要領では幼稚園教育において育みたい資質・能力を「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」として明確にした。また、5歳児修了時までには育てほしい幼児の具体的な姿について、「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」として明確化し、この「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を小学校と共有することにより幼稚園教育と小学校教育の接続について一層の強化を図った。改

訂の内容については、2018（平成30）年4月からの全面実施に向け、国及び都道府県において説明会や協議会の開催を予定している。

また、第三者評価を含め幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、2011（平成23）年11月には、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂した。

さらに、2016（平成28）年度において「幼児教育の質向上推進プラン」として、国・地方公共団体の幼児教育振興策の政策立案を行う上で必要となる基礎データの収集・分析や政策効果に関する研究を行うための国の調査研究拠点として国立教育政策研究所内に「幼児教育研究センター」を設置した。当該センターでは、都道府県や市町村における、研修等の拠点となる幼児教育センターの設置や、各園を巡回して指導・助言等にあたる幼児教育アドバイザーの設置など、地方公共団体における幼児教育の推進体制の構築を推進するモデル事業を実施している。そのほか、幼児期の教育内容等についてより深化・充実するための調査研究を行った。

保育所については、2015（平成27）年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行、0歳児から2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加などの保育をめぐる状況が大きく変化したことを受け、2017年3月に保育所保育指針の改定を行った。社会保障審議会児童部会保育専門委員会の「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（2016年12月）において、改定の方向性として、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子供の育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった内容が示され、これを受けて改定を行ったものである。新たな保育所保育指針は2018年4月1日から適用することとしている。

また、保育の質を向上させるため、2009（平成21）年から「保育所保育指針」におい

て保育所及び保育士の自己評価の努力義務が定められたことに伴い、同年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を策定した。さらに、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、子ども・子育て支援新制度において、保育所の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

幼稚園、保育所両方の性格を有する幼保連携型認定こども園については、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めた幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」という。）を2014（平成26）年4月に内閣府・文部科学省・厚生労働省で共同告示し、2015年4月から施行された。教育・保育要領の内容を定めるに当たっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第10条第2項において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保に配慮しなければならないとされているため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改定等に向けた検討を受け、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」の審議を踏まえて「教育・保育要領」を改訂し、2017年3月に共同告示した。

新しい「教育・保育要領」の基本的な考え方は、①幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保すること、②幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等として「教育と保育が一体的に行われること」、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の策定」、「多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮」等の記載を充実することの2点である。

今後は、2018年4月の施行に向けて、都道府県等において説明会等を開催することとしている。

児童・生徒の教育環境の整備等

初等中等教育については、中央教育審議会

においては、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育の実現を目指し、学習指導要領改訂に関する審議を行い、2016（平成28）年12月には「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」をとりまとめた。これを受け、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことを目指し、2017（平成29）年3月に小・中学校の学習指導要領改訂を行った。

教員の養成・研修においても、例えば、学校現場を早くから知る機会として、教職を目指す学生のための学校でのインターンシップの導入に向け、制度の具体化を検討する等の改革に着手している。また、放課後子供教室や土曜学習等の様々な活動への参加も含めた学校インターンシップを促進することとしている。

（地域の安全の向上）

幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2015（平成27）年6月から「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」¹の運用を開始した。同年12月21日の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ」を踏まえ、2016（平成28）年4月21日に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を新たに開催することを決定し、教育・保育施設等における事故情報データベースの改善等、重大事故の再発防止策について検討を進めている。

また、2016年3月31日付で公表された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」につい

1 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

て、改めて周知啓発資料等により周知徹底を行うとともに、各種会議、研修会等により地方公共団体、施設・事業者等に対し、安心かつ安全な保育を実施するよう事故防止の取組を推進している。

犯罪等の被害の防止

警察においては、都道府県警察の本部に設置された「子供女性安全対策班」の活動を始めとする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講ずる活動を推進しているほか、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し、出所した者について、法務省から情報提供を受け、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた活動を推進している。

また、防犯ボランティア等によるパトロール活動や「子供110番の家」の活動に対する支援、不審者情報等の迅速な発信及び共有に努めているほか、学校等と連携した被害防止教育、スクールサポーターの派遣等を推進している。

文部科学省においては、通学路等で子供たちを見守る体制を強化するため、スクールガード・リーダーの配置やスクールガードの養成、防犯教室の講師となる教職員を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会への支援など、子供が犯罪被害に遭わないための取組を推進している。

また、2016（平成28）年度においても、子供たちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子供の安全を見守る体制の充実を図っている。

・インターネットに係る有害環境から子供を守るための取組の推進

インターネットに起因する子供の犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体等と連携

し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や子供に対する情報モラル教育等の取組を推進している。また、文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施している。

特に、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子供を守るため、警察庁及び関係省庁では、上記の取組のほか、コミュニティサイト事業者のサービスの態様等に応じた自主的な対策の強化を働き掛けている。

・若年層に対する性的な暴力の防止

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、2017（平成29）年3月に設置された男女共同参画担当大臣を議長とする「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同月末、4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって、必要な取組を緊急かつ集中的に実施することを内容とする緊急対策を取りまとめた。

(ひとり親家庭支援)

経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活や子供の就学に必要な資金等について貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行っている。2010（平成22）年の「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第40号）においては、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（2010年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。さら

に、2014（平成26）年の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）では、新たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度が創設された。

児童扶養手当の多子加算額について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から月額最大1万円（36年ぶりの引き上げ）に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円（22年ぶりの引き上げ）とするなど、「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成28年法律第37号）が2016（平成28）年通常国会（第190回国会）で成立し、2016年8月1日から施行された。

（児童虐待の防止、社会的養護の充実）

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・児童福祉法等の一部を改正する法律の成立
児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。）及び、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2015（平成27）年度には児童虐待防止法制定直前の約8.9倍に当たる、10万3,286件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策

の更なる強化を図るため、2015年12月、第4回子どもの貧困対策会議において、「すくすくサポート・プロジェクト」（「児童虐待防止対策強化プロジェクト」及び「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」からなる「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称）が決定され、2016（平成28）年3月には、社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、報告（提言）がとりまとめられた。

2016年3月には、これらを踏まえ、初めて子供を権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を2016年通常国会（第190回国会）に提出、5月に成立、6月に公布された。改正法の円滑な施行に向け、所要の措置を講ずることとしている。（第2-2-4図）

- ・児童相談所及び市町村の体制強化等
児童福祉法等の一部改正に伴い、
 - ①市町村の体制強化として、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を行うための拠点の整備に努めることとされたほか、調整機関である要保護児童対策地域協議会への専門職の配置を義務付け、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないこと
 - ②児童相談所の体制強化として、弁護士や児童心理司等の専門職の配置を法律上位置付けるとともに、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないこと
- 等とされたことを踏まえ、運用に係る検討、予算の確保等、円滑な施行に向けた取組を推進している。

さらに、2016年4月に策定した「児童相談

第2-2-4図 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供しよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

資料：厚生労働省資料

所強化プラン」において、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を図ることとしている。

社会的養護の充実

社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子供を中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子供や何らかの障害のある子供への支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子供をきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

こうした中、厚生労働省はこれまで、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会では2011（平成23）年に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、里親等

への委託の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子供の権利擁護などを進めてきた。さらに2016（平成28）年5月には、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立した。これを踏まえ、新たな社会的養護の在り方を検討することとしている。

家庭養護及び家庭的養護の推進

保護者のいない子供や、虐待を受けた子供など、社会的養護が必要な子供は、温かく安

定した家庭の中で養育されることが重要である。

このため、2011（平成23）年3月には、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定し、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を推進してきた。里親等委託率を伸ばしている地方公共団体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会の開催や、市町村と連携した広報、特定非営利活動法人や市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。また、児童養護施設等における施設養護についても施設の小規模化・地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。このため、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、2015（平成27）年度から2029（平成41）年度末までの15年間に、児童養護施設等の小規模化を図るとともに、「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」をそれぞれ概ね3分の1ずつにしていく「都道府県推進計画」を策定し、計画に基づいた施設の小規模化・地域分散化への取組が開始されている。

さらに2016（平成28）年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは「家庭における養育環境と同様の養育環境」で継続的に養育されるよう、それが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされた。これを踏まえ、今後更なる家庭養護の推進を図ることとしている。

（障害のある子供等への支援）

障害のある子供の保育等

障害のある子供については、保育所での受入れを促進するため、1974（昭和49）年度より、障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある子供の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003（平成15）年度より一般財源化し、2007（平成19）年度より、地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げる等の拡充をしている（2014（平成26）年度実施か所数：1万5,429か所、対象児童5万6,096人）。

このほか、障害のある子供を受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、幼稚園においても、特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備するための経費の一部を国が補助するとともに、公立幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子供の受入れ体制の整備促進を図っているところである。

さらに、障害のある子供に対して、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づき、日常生活における基本動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行う児童発達支援等を実施している。また、保育所等訪問支援の実施により、障害の有無に関わらず、保育所等の育ちの場で全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っている。このほか、従来から引き続き、家族が休息などができるよう一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子供やその家族を支えるため、

乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子供には、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

2015（平成27）年度より、障害福祉サービス等において、児童発達支援センター等の専門的療育を実施する事業所と保育所、小学校、就業時における企業等との連携を報酬上評価すること等により関係機関の連携の強化を図っているところである。

2016（平成28）年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）により、児童福祉法第56条の6第2項が新設され、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の連携促進を図ることが努力義務とされたところである。併せて、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、地方公共団体において、「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられた。

また、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新たに2017（平成29）年度予算において、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することとしている。

発達障害児への支援の充実

発達障害児への支援については、2016（平成28）年通常国会（第190回国会）において「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）の一部が改正されたことを踏まえ、発達障害者の乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに対応する一貫した切れ目のない支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育及

び労働等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、都道府県・指定都市に、保健、医療、福祉、教育、労働に関する機関が参加する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障害児の支援体制に関する課題について情報を共有する等、関係機関の連携の緊密化を図ることとしている。

また、関係機関等が発達障害児の特性に沿った対応ができるよう助言等を行う発達障害者地域支援マネージャーの配置を推進するとともに、発達障害児の早期発見に有効とされるスクリーニングツールの導入を促進している。加えて、発達障害児の子育てに関する相談、助言を行うペアレントメンター（発達障害児の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などからの相談、助言を行う者）の養成等を実施している。

そのほか、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所、放課後児童クラブ等の子供やその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、地域における発達障害児に対する支援体制の充実を図っている。

特別支援教育の推進

2014（平成26）年に批准した障害者権利条約を踏まえた特別支援教育推進のため、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において適切な指導及び必要な支援が行われている。

通級による指導については、従来小・中学校において制度化されていたところ、2016（平成28）年12月には、2018（平成30）年度から高等学校においても通級による指導が実施できるよう、省令等の改正を行った。

3

子供の貧困

子供の貧困対策

子供の貧困対策については、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立し、2014（平成26）年1月17日に施行した。本法では、子供の将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としている。

本法を踏まえ、政府は、同年8月29日「子供の貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定）した。当該大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めている。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯の自立のためには、①支援が必要な者に行政のサービスを十分行き届けること、②複数の困難な事情を抱えている者が多いため一人一人に寄り添った伴走型の支援を行うこと、③ひとりで過ごす時間が多い子供たちに対し、学習支援も含めた温かい支援を行うこと、④安定した就労を実現することなどが重要であり、2015（平成27）年12月に「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を策定し、就業により自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施することとした。

また、2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、希望する教育を阻む制約の克服や子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化のための施策などについて、今

後を見据えてどのように展開していくか示されたところである。

社会全体で応援する取組

内閣府、文部科学省、厚生労働省は、子供の貧困対策が国をあげて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。

主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行うNPO等に対する助成等があげられる。

このうち、支援情報の活用については、支援に関する情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイト¹の整備を行っている。

支援団体と企業等とのマッチングに関しては、地域において官民公の顔の見えるネットワークを構築し、交流・連携を促進することで、支援が必要な方に確実に支援が届けられるようにするため、各地で「子供の貧困対策マッチングフォーラム」を開催したほか、学習支援、子ども食堂、フードバンクのそれぞれの分野における全国的なネットワークを有する団体が支援の窓口として相談や問合せに対応したり、支援物資等の配分調整等を行ったりする、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を発足させた。また、支援リソースと支援ニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトも整備している。

「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、2016（平成28）年9月末時点で約7億円の寄付が寄せられ、同年7月に行った公募に申請のあった535団体から、基金事業審査委員会による審査等

1 <http://www.kodomohinkon.go.jp/>

経て86団体を選定し、同年10月に支援金の交付が決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、関係行政機関、企業、NPO等との地域ネットワークの形成やその活用に取り組むのを後押ししており、2016年度は交付金の活用促進の観点から既存の実態調査の活用などにより必ずしも段階的な事業実施を求めずに地域ネットワークの形成やその活用に取り組んでもらえるようにするなど交付要件の弾力化等を実施したところである。

調査研究等

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。大綱においては、子供の貧困対策をさらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究

の実態について検討することとされている。

2016（平成28）年度は、内閣府において、子供の貧困の実態、関係施策の実施状況その他支援の状況、対策の効果等を数量的に示しうる統計データや先行研究を収集し、その結果を踏まえ、指標についてより一層体系化すべく、子供の貧困対策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に用いる場合の課題も含め、分析を行い、指標見直しに当たっての一定の方向性について整理した。

沖縄の子供の貧困対策

深刻な状況にも関わらず行政の支援が子供に行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないことなど、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016（平成28）年度より居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施しており、県内で支援員105人を配置、居場所122か所を開所している。（2017（平成29）年2月1日時点）

第2節 社会全体で行動することによる少子化対策の推進

1 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

（妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境整備）

子育てバリアフリーの推進

・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。）に基づき、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促

進に関する基本方針」（2006（平成18）年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号。2011（平成23）年改正）において、2020（平成32）年度末までの整備目標を定めている。

「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）に基づく交通政策基本計画（2015（平成27）年2月閣議決定）においても、バリアフリーをより一層身近なものにすることを目標の一つとして掲げており、これを踏まえながらバリアフリー化の更なる推進を図っている。

また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催し

ているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。

2017（平成29）年2月に関係閣僚会議にて決定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」においては、共生社会の実現を目指すために、妊婦や子供連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりを促進していく。

（子供連れにお得なサービスの充実）

子育て支援パスポート事業の全国展開

地域ぐるみで子育てを応援しようとする社会的機運の醸成のため、地方公共団体が主体となり、企業の協賛を得ながら乳幼児連れの外出支援や子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」等の取組が行われている。

2016（平成28）年4月に、41道府県で始まった全国共通展開（サービスの相互利用）については、同年10月には5都府県が参加し、46都道府県となり、2017（平成29）年4月には全ての都道府県が参加し、相互利用が可能となっている。

内閣府では、各都道府県のパスポートの図柄が一目で分かるよう、リーフレット「子育て支援パスポート事業全国共通展開自治体パスポート一覧」を作成し、各都道府県に配布

して周知するとともに、さらなる協賛企業・店舗の拡大、サービス内容の充実等を図っている。（第2-2-5図）

また、2016年10月に、地方公共団体、企業、団体等の参加を得て開催した「子育て支援パスポート事業全国共通展開フォーラム」では、「子育て支援パスポート事業のこれから」と題した有識者によるトークセッションを行い、先進事例の発表として、現在、協賛店舗数第一位の埼玉県より「埼玉発『子育て応援ムーブメントの創出』」について、県内の多子家庭のほとんどが登録し、利用している多子世帯向けパスポートに力を入れている石川県より「子ども3人以上の多子世帯家庭が対象の『プレミアム・パスポート事業』」について、子育て家庭のパパ・ママたちと一緒に開発して、アプリで情報提供に取組む京都府の「きょうと子育て応援パスポートアプリ『まもっぷ』」について取組内容が報告された。

企業からは、地域社会との共生と持続可能な発展を基本理念に掲げる株式会社ローソンより「子育て支援に関するローソンの取り組み」について、企業の社会的責任（CSR）を推進し、食を通じて人を幸せにすることを基本戦略とする株式会社モスフードサービスより「モスバーガーの取り組み」について説明がなされた¹。

1 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport/forum_kaisai.html

